

介護老人保健施設 成寿苑
短期入所療養介護 ・ 介護予防短期入所療養介護

重 要 事 項 説 明 書

1 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保険施設サービスを提供することで、利用者様（以下、「利用者」という。）の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、又、利用者が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護や通所リハビリテーション等といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

2 施設の概要

施設 の 名 称 等	社会福祉法人 成寿会 介護老人保健施設 成寿苑 成寿苑指定短期入所療養介護事業所（以下、「本施設」という。）
所 在 地	秋田県大館市釈迦内字狼穴79番地
電 話 番 号	0186-48-4975
開 設 年 月 日	平成17年 4月 1日
管 理 者 名	施設長 塚本 文仁
指 定 事 業 所 番 号	0550480032

3 施設の職員体制

	必要人員数	業務内容
医師	1人以上	利用者の病状を把握し、医学サービスの管理、提供を行います。
看護職員	9人以上	医師の指示のもとに、健康管理・医療補助・療養上のお世話を行います。
介護職員	25人以上	利用者の生活全般にわたる介護を行います。
支援相談員	1人以上	生活相談や身元保証人の各種相談に応じます。
介護支援専門員	1人以上	サービス計画の作成を行います。
理学療法士	2人以上	心身の諸機能の維持回復を図り、必要なリハビリテーションを計画的に行います。
作業療法士		
言語聴覚士		

兼務あり

4 入所定員等

(1) 定 員 100名（うち認知専門棟 40名）

- ・療養室（一般棟） 個室（56室）
- ・認知室（認知棟） 個室（40室）

5 サービス内容

- ① 短期入所療養介護計画の立案
- ② 食事

朝食	7時30分	～	8時30分
昼食	12時00分	～	13時00分
夕食	17時45分	～	18時45分
- ③ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。但し、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります）
- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 介護（退所時の支援も行います）
- ⑥ 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）
- ⑦ 相談援助サービス
- ⑧ 理容サービス
- ⑨ 行政手続代行
- ⑩ その他

* これらのサービスの中には、利用者から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

6 利用料金

(1) 基本利用料

①施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は1日あたりの自己負担分です。）

◎短期入所療養介護

●従来型個室

介護度	利用者負担額
要介護度1	819円
要介護度2	893円
要介護度3	958円
要介護度4	1,017円
要介護度5	1,074円

※ 平成17年10月1日以降の入所利用でも下記に該当する方は多床室での利用になります。

- ・感染症等により個室の利用を医師が判断した場合
- ・著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に影響を及ぼすおそれがあるとして、医師が判断した場合

●多床室（3人部屋利用の方）

介護度	利用者負担額
要介護度1	902円
要介護度2	979円
要介護度3	1,044円
要介護度4	1,102円
要介護度5	1,161円

◎介護予防短期入所療養介護

●従来型個室

介護度	利用者負担額
要支援1	632円
要支援2	778円

※ 平成17年10月1日以降の入所利用でも下記に該当する方は多床室での利用になります。

- ・感染症等により個室の利用を医師が判断した場合
- ・著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に影響を及ぼすおそれがあるとして、医師が判断した場合

●多床室（3人部屋利用の方）

介護度	利用者負担額
要支援1	672円
要支援2	834円

②各種加算

- *夜勤職員配置加算として、1日24円加算されます。
- *個別リハビリテーション実施加算として、1日240円加算されます。
- *認知症ケア加算対象者は、1日76円加算されます。
- *認知症行動・心理症状緊急対応加算対象者は、1日200円加算されます。
- *緊急短期入所受入対応加算対象者は、7日（やむを得ない事情がある場合は14日）を限度として、1日90円加算されます。
- *若年性認知症利用者受入加算対象者は、1日120円加算されます。
- *重度療養管理加算対象者は、1日120円加算されます。
- *在宅復帰・在宅療養支援機能加算として、(I)は1日51円、(II)は1日51円加算されます。
- *送迎を行う場合、片道につき184円加算されます。
- *総合医学管理加算対象者は、利用中10日を限度として、1日275円加算されます。
- *口腔連携強化加算対象者は、1月に1回を限度として、1回につき50円加算されます。
- *医師の発行する食事箋に基づき食事が提供された場合、1食8円加算されます。
- *認知症専門ケア加算対象者は、(I)は1日3円、(II)は1日4円加算されます。
- *緊急時治療管理加算として、1日518円加算されます。
- *生産性向上推進体制加算対象者は、(I)は1月100円、(II)は1月100円加算されます。
- *サービス提供体制強化加算(II)として、1日18円加算されます。
- *介護職員処遇改善加算は、基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の3.9%が加算されます。(令和6年5月31日まで算定可能)
- *介護職員等特定処遇改善加算は、基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の2.1%が加算されます。(令和6年5月31日まで算定可能)
- *介護職員等ベースアップ等支援加算は、基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の0.8%が加算されます。(令和6年5月31日まで算

定可能)

*介護職員等処遇改善加算として、基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の(Ⅰ)は7.5%、(Ⅱ)は7.1%、(Ⅲ)は5.4%、(Ⅳ)は4.4%が加算されます。

*介護職員等処遇改善加算として、基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の(V)(1)は6.7%、(V)(2)は6.5%、(V)(3)は6.3%、(V)(4)は6.1%、(V)(5)は5.7%、(V)(6)は5.3%、(V)(7)は5.2%、(V)(8)は4.6%、(V)(9)は4.8%、(V)(10)は4.4%、(V)(11)は3.6%、(V)(12)は4.0%、(V)(13)は3.1%、(V)(14)は2.3%が加算されます。(令和7年3月31日まで算定可能)

※尚、緊急時に所定の対応を行った場合、別途料金が加算されます。

◎上記料金は、1割負担の場合です。2割負担の場合は、上記料金の2倍の料金となり、3割負担の場合は、上記料金の3倍の料金となります。

(2) その他の料金 (介護保険給付外サービス)

① 居住費 (滞在費)

利用されている部屋 (療養室) により利用料が異なります。

● 従来型個室

1. 利用者負担第一段階	1日	550円
2. 利用者負担第二段階	1日	550円
3. 利用者負担第三段階①	1日	1,370円
利用者負担第三段階②	1日	1,370円
4. 利用者負担第四段階		
従来型個室1	1日	2,440円
従来型個室2	1日	2,140円
従来型個室3	1日	1,728円

● 多床室 ((平成17年9月30日まで入所の方、3人部屋利用の方)

1. 利用者負担第一段階	1日	0円
2. 利用者負担第二段階	1日	430円
3. 利用者負担第三段階①	1日	430円
利用者負担第三段階②	1日	430円
4. 利用者負担第四段階	1日	437円

② 食費

1. 利用者負担第一段階	1日	300円
2. 利用者負担第二段階	1日	600円
3. 利用者負担第三段階①	1日	1,000円
		(朝食・夕食480円、昼食485円)
利用者負担第三段階②	1日	1,300円
		(朝食・夕食480円、昼食485円)
4. 利用者負担第四段階	1日	1,590円 (1食 530円)

※入所・退所・外出等で欠食が出た場合、上記「②食費」中「3.」及び「4.」については1食単位でのご請求とさせていただきます。

③ 利用者の選択によるサービス

■特別室 1日 1,000円
特別室の広さ(14.87㎡)・専用トイレ付き
高級カーテン・高級壁掛け時計・カーペット張り
特別室への入居を 希望します ・ 希望しません

■私物洗濯代

1キロ 285円 本施設での緊急時の洗濯分(職員対応)
コインランドリー 洗濯機 4.5kg 200円(利用者対応)
乾燥機 4.5kg 30分 100円(利用者対応)

※ご希望により洗濯物をクリーニング店に出した場合は別途、実費分をお支払いいただきます。

■テレビ使用料

ホール設置テレビ(各ホール1台) 無料
自室テレビ(カード式) 16.1時間 1,000円

■理容代 カット 1,800円
顔そり 1,000円
パーマ 5,000円
毛染め 3,500円

■おやつ代 1食 150円

本施設のおやつを提供を・・・希望します ・ 希望しません

※ご希望される利用者につきましては、利用料請求書にて月単位での請求とさせていただきます。また、利用者の健康状態や身元保証人の希望でおやつを提供を中止したい場合は、ご要望に応じます。

■健康管理費(インフルエンザ予防接種費用等) 実費相当額

※予防接種を行う前に必ず身元保証人にご説明をし、同意を得た上で接種を行います。

7 施設利用にあたっての留意点

1) 面会について

面会時間は午前8時30分～午後8時までとなっております。
面会の際には玄関受付にて面会簿の記入をお願いしております。
冬期間、感染症の流行で面会制限を実施する場合がございます。実施につきましては予め身元保証人へ連絡致しますのでご了承ください。
※飲食物の持ち込みについては、職員までお申し出ください。

2) 所持品について

多額な現金および貴重品(ブレスレット・ネックレス・指輪等貴金属)などの持参は原則お断りしております。紛失、盗難、破損等の保証は致しかねます。
また、ナイフ・はさみ等の危険物と成り得る物品の持ち込みもご遠慮ください。

3) 飲酒・喫煙について

本施設内での飲酒・喫煙は原則禁止となっております。

4) 所持品・備品等の持ち込み

本施設内の居室に所持品や備品を持ち込みたい場合は、予め職員へ申し出て下さい。(電化製品等の持ち込みはお断りする場合があります。)

8 お支払い方法

前月のサービスご利用分に関する利用者負担金を、翌月の期日までにお支払いいただきます。お支払い方法は、原則として口座振込みか口座引き落としとさせていただきます。尚、その他お支払い方法につきましてはご相談に応じます。

又、本施設は、法定代理受領サービスに該当しない介護保険施設サービスに係わる費用の支払いを受けた場合は、提供した介護保険施設のサービス内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を発行いたします。

9 協力医療機関

本施設では、下記の医療機関にご協力いただいています。

・協力医療機関

名 称	大館市立総合病院
住 所	秋田県大館市豊町3-1
名 称	独立行政法人労働者健康安全機構 秋田労災病院
住 所	大館市軽井沢字下岱30
名 称	大館市立扇田病院
住 所	大館市比内町扇田字本道端7番地1
名 称	神成歯科医院
住 所	大館市馬喰町25

10 サービスの相談窓口、及び苦情・事故受付窓口

①サービスのご利用に関わる相談、苦情、要望の受付、要望の発生等の際の受付窓口は以下通りです。

・ナースステーション

電 話 番 号	0186-48-4988
受 付 時 間	午前8時30分～午後17時30分
備 考	ナースステーション前にご意見箱を設置

・上記を管轄する事業者

事 業 者	社会福祉法人 成寿会
電 話 番 号	0186-48-4975
営 業 日	土・日・国民の祝祭日・年末年始を除く毎日
受 付 時 間	午前8時30分～午後17時30分
備 考	事務所前にご意見箱を設置

②その他の相談・苦情受付

その他、以下の市町村等の苦情相談窓口相談することもできます。

・市町村の相談・苦情受付窓口（大館市に限る）

市 町 村 名	大館市
電 話 番 号	0186-42-8532
担 当 部 署	介護保険係
備 考	

・市町村の相談・苦情受付窓口（大館市以外）

市 町 村 名	
電 話 番 号	
担 当 部 署	

備	考
---	---

- ・国民健康保険連合会の相談・苦情受付窓口

国保連合会	国民健康保険団体連合会
電 話 番 号	0 1 8 - 8 8 3 - 1 5 5 0
担 当 部 署	苦情受付窓口
備	考

③苦情・事故の対応時の基本手順

社会福祉法人成寿会は以下の基本手順に基づいた対応を実施します。

- I. 苦情・事故の受付
- II. 苦情・事故内容の確認
- III. 苦情・事故解決責任者等への報告
- IV. 苦情・事故解決に向けた対応に関する利用者への事前説明・同意
- V. 苦情・事故解決に向けた対応の実施
- VI. 再発防止又は改善の処置
- VII. 苦情・事故解決結果の利用者への説明・同意
- VIII. 苦情・事故解決責任者等への最終報告

苦情・事故窓口担当者 山 口 努 (支援相談員部長)

苦情・事故解決担当者 伊 藤 浩 明 (事務長)

10の2 第三者評価の実施の有無

第三者評価については実施していません。

11 緊急時の連絡先

主治医・身元保証人緊急時の連絡先は、予め入所時に確認させていただきます。サービス提供中にお客様の容態の急変等があった場合には、下記の連絡先へ連絡いたします。

- ・身元保証人

お 名 前	
電 話 番 号	
備	考

- ・主治医

医 療 機 関	
主 治 医 名	
電 話 番 号	
備	考

12 賠償責任について

- ① 本施設は、本施設のサービス提供に伴って、本施設の責めに帰すべき事由により、利用者又は、身元保証人の生命、身体、財産及び名誉に損害を及ぼした場合には、相当範囲内においてその損害を賠償します。
- ② 利用者及び身元保証人は、利用者又は身元保証人の責めに帰すべき事由により、本施設のサービス従事者の生命、身体、財産及び名誉に損害を及ぼした場合、連帯して、本施設に対して、その損害を次条のとおり賠償するものとします。

12の2 身元保証人

- (1) 利用者は、次の各号の要件を満たす身元保証人を立てます。ただし、利用者が

身元保証人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

① 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいい、以下同様です。）

② 弁済をする資力を有すること

(2) 身元保証人は、利用者が本重要事項説明書上、本施設に対して負担する一切の債務を極度額100万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。

(3) 身元保証人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。

① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続が円滑に進行するように協力すること。

② 入所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置（1ヶ月以内）

(4) 身元保証人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は本施設、本施設職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、本施設は、利用者及び身元保証人に対し、相当期間内にその身元保証人に代わる新たな身元保証人を立てることを求めることができます。ただし、第1項但し書きの場合はこの限りではありません。

(5) 身元保証人の請求があったときは、本施設身元保証人に対し、本施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

13 守秘義務

本施設と職員は、業務上知り得た利用者又は家族等に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、次の各号についての情報提供については、利用者及び家族等から、予め同意を得た上で行うこととします。

①介護保険サービスの利用のための市町村、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者等への情報提供、あるいは、適切な在宅療養のための医療機関等への療養情報の提供

②介護保険サービスの質の向上のために学会、研究会等での事例発研究発表等。
尚、この場合、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。

2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします

14 介護保険法の改正

国が定める介護給付費（介護報酬）の改定があった場合、本施設の料金体系は、国が定める介護給付費（介護報酬）に準拠するものとします。

本施設は、重要事項説明書に基づいて、サービス内容及び重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

事業者（所在地）秋田県大館市釈迦内字狼穴79番地
（法人名）社会福祉法人成寿会
（代表者名）理事長 奥村 俊樹 印

（事業所名）成寿苑指定短期入所療養介護事業所
（管理者名）管理者 塚本 文仁 印

（説明者名） _____ 印

私は、本施設との契約締結にあたり、本書面に基づいて、職員（説明者
）から上記重要事項の説明を受け同意し、本書面を受領しました。

令和 年 月 日

利用者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

身元保証人 住 所 _____

氏 名 _____ 印